



# 島根県報

平成19年 3月27日 (火)  
第 1,865 号

(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
字の区域の廃止 (2件)	(市町村課)	1
島根県土地利用対策要綱の一部改正	(土地資源対策課)	3
換地処分	(農村整備課)	4
解除予定保安林	(森林整備課)	4
保安林の指定施業要件の変更	( " )	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
島根県住宅建設資金貸付要綱の一部改正	(建築住宅課)	6
島根県地域優良分譲住宅利子補給金交付要綱の一部改正	( " )	6
教委規則		
県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	(高校教育課)	7
正 誤		
平成19年 2月 6日付け島根県報第1,851号中	(選挙管理委員会)	8

## 告 示

### 島根県告示第240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による中山間地域総合整備事業(広域連携型)鹿足(津和野)地区横瀬工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成19年 3月27日

島根県知事 澄 田 信 義

### 津和野町部栄において字を廃止する区域

字	地 番
長久	2の2、2の3、3、20、23から25まで、25の2、29、30の1、31の1、32の1、33から35まで、38、39、44から46まで、1208の2
百尻	55から61まで、62、63
古川	78から80まで、81の1、81の2、82から85まで、144の4
札幌	86から91まで、92の1、92の2、94、95、96の1、96の2、97の1、97の2
石原	98、98の1、99、100、101の1、101の2、102、103、105、107から110まで
後ヶ溢	130
表田	133の1、133の3、134の1、134の3、135から140まで、141の1、141の2、149の1、149の

	2、150の1、150の3、151から154まで、155の1、155の2
鳥落	160の1、160の2、161の1、161の2、162、166から170まで、171の1、171の2、172の1、172の2、188の1、188の2、189の1、189の2、190の1、190の2、191から194まで、195の1から195の4まで、196の1、196の2
広田	163、201の1、201の2
堂ノ元	197の1、197の2、198、199の1、199の2、200の1から200の3まで、204の1、204の2、218、219の1から219の3まで、220、221、224、225の1から225の4まで
岩坪	227、231、232、233の1
洲路	233の2、234、235の1から235の4まで、386、438、439の1、439の2、440から442まで、446、447の2から447の4まで、448から450まで
昆ノ木	814の2
狐尾	824の2
水ヶ溢尻	843の4、843の5、844の1、844の4から844の6まで
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部	

(ただし、上記地番は、平成18年12月11日現在のものである。)

島根県告示第241号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、津和野町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による中山間地域総合整備事業(広域連携型)鹿足(津和野)地区西谷工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成19年3月27日

島根県知事 澄田信義

津和野町邑輝において字を廃止する区域

字	地番
須通	304の1、304の2
榎堂	341の1、342、348
的場	359、360、361
向田	362の1、362の2
家ノ上	389の1、590、688の2、696、697の1、697の2
家ノ沖	390の1
三百田	549、550、555、556
家ノ前	557の2、625、686、687の1、694、699、700
久世	558、565
柿田上	573
上柿田	574
柿田	575の1、575の2
猿ヶ浴	588の1、588の3
前	604

高崩	606の 2
屋敷	608
湯谷	609、 610、 613
湯谷口	615
竹ノ内	616の 1 から616の 4 まで
横畠	624
アンノ木	626の 1 から626の 3 まで
樋口	627の 1
井手ヶ迫	649
アツトリ畑	651
アツトリ畑口	655
井手ノ上	658
三分市窪	665
三分市	666、 667、 672
屋敷田	678、 683
筥口	698
堤廻	705、 706の 1、 706の 2
森ノ下	707
前田	714、 715
殿河内	718の 1 から718の 4 まで、 719の 1、 719の 2
流田	727の 1、 727の 2、 733の 1、 733の 2、 734の 1、 734の 3、 736の 1、 736の 2
日裏	728、 729の 1、 730から732まで
森ノ前	737、 740の 1 から740の 3 まで
梅ノ木田	741の 1 から741の 6 まで
竹添	750の 1、 751の 1、 751の 2
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部	

(ただし、上記地番は、平成18年12月 4 日現在のものである。)

#### 島根県告示第242号

島根県土地利用対策要綱(昭和60年島根県告示第330号)の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

第 8 条の見出中「決定等」を「通知等」に改め、同条第 3 項中「当該事業計画を了承するかどうかを決定」を「当該開発事業を実施するに当たって必要となる法令に基づく手続その他指導事項等(以下「指導事項等」という。)を当該開発協議を行った者に文書により通知」に改め、同条第 4 項中「当該事業計画を了承するかどうかを決定」を「指導事項等を当該開発協議を行った者に文書により通知」に改め、同条第 5 項中「当該事業計画を了承することと決定したときは、その旨及び法令に基づく手続その他当該開発事業の実施につき必要な指導事項を文書により当該開発協議を行った者に通知するとともに、」を「当該開発協議を行った者に通知した指導事項等を」に改め、「その旨を」を削り、同条第 6 項を削る。

第 9 条中「了承した当該事業計画」を「指導事項等を通知した当該事業計画」に、「了承した日」を「当該指導事項等を通知した日」に改める。

第10条中「第8条第5項」を「第8条第3項又は第4項」に、「指導事項」を「指導事項等」に改める。

第11条第2項中「指導事項」を「指導事項等」に改める。

第19条第1項中「第8条第5項」を「第8条第3項若しくは第4項」に、「指導事項」を「指導事項等」に改め、同条第2項を削る。

第20条中「第8条第6項又は前条第1項若しくは第2項」を「前条」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

---

島根県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、安来市土地改良区理事長から金原上地区における換地処分を平成19年3月15日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月27日

島根県知事 澄 田 信 義

---

島根県告示第244号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町上阿井2504 - 3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

島根県告示第 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和44年10月28日農林省告示第1643号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第246号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長			
県 道	桜江大田線	邑智郡川本町大字田窪 288番 1 地先から同321 番 1 地先まで	前	メートル 4.50 ~ 6.00	メートル 60.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅 仮設道設置	
			後	6.00 ~ 21.00	60.00			
"	益田種三隅線	益田市下種町2737番 3 地先から同1674番 4 地 先まで	前	10.00 ~ 39.00	614.00		道路改良工事 拡幅	
			後	10.00 ~ 40.00	614.00			
"	三隅美都線	益田市美都町宇津川八 1091番11地先から同97 番 2 地先まで	前 A	5.00 ~ 16.00	348.00		左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			後	A	5.00 ~ 33.00			348.00
				B	8.20 ~ 58.00			470.00
"	"	益田市美都町宇津川八 97番 2 地先から同94番 1 地先まで	前	5.00 ~ 8.00	75.00		道路改良工事 拡幅	
			後	14.00 ~ 73.00	75.00			
"	"	益田市美都町宇津川八 94番 1 地先から同1096 番 5 地先まで	前 A	4.20 ~ 23.50	290.00		左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			後	A	4.20 ~ 55.00			290.00
				B	8.20 ~ 57.00			150.00
"	"	益田市美都町宇津川八 1096番 5 地先から同96 番 2 地先まで	前 A	5.50 ~ 30.00	155.00	益田県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.50 ~ 23.00			155.00
				B	10.50 ~ 71.50			106.00
			前 A	3.60 ~ 45.00	685.00		左記の A 及び B は関係図面に表	

"	津和野田万川線	益田市桂平町1950番1地先から同969番地先まで	B	12.00~80.00	882.00	示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			A	3.60~45.00	685.00		
			B	12.00~91.00	882.00		
"	"	益田市桂平町899番1地先から同931番地先まで	前	A	3.60~15.00	464.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				B	12.00~28.00	340.00	
			後	A	3.60~15.00	464.00	
				B	12.00~29.00	340.00	
"	"	益田市桂平町931番地先から同1154番地先まで	前	13.00~25.00	233.00	道路改良工事 拡幅	
			後	13.00~25.00	233.00		

島根県告示第247号

島根県住宅建設資金貸付要綱（平成3年島根県告示第754号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月27日

島根県知事 澄田信義

第1条中「住宅金融公庫（以下「公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」に改める。

第3条第2号、第6条、第9条第3項第4号、第14条第1項、第15条第1項及び第18条第2項第1号中「公庫」を「機構」に改める。

別表第3の1の表償還期間の欄中「公庫」を「機構」に改め、同表貸付利率の欄中「公庫基準金利」を「機構基準金利」に改める。

別表第3の2の表貸付利率の欄中「公庫基準金利」を「機構基準金利」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

様式第5号中 「公庫貸付概要」 を 「機構貸付概要」 に、 「公庫 万円」 を 「機構 万円」 に改める。

様式第14号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

島根県地域優良分譲住宅利子補給金交付要綱（平成 7 年島根県告示第334号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月27日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「住宅金融公庫（以下「公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」に改める。

第 3 条中「公庫借入金（公庫」を「機構借入金（機構」に改める。

第 4 条中「公庫借入金」を「機構借入金」に改める。

第 6 条第 1 号イ中「公庫借入金」を「機構借入金」に改め、同号ウ中「公庫」を「機構」に改める。

様式第 1 号中「住宅金融公庫取扱番号」を「独立行政法人住宅金融支援機構取扱番号」に、

「住宅金融  
公 庫」

を

「独立行政法人住  
宅金融支援機構」

に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月27日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第 4 号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第 3 条第 1 項中「盲学校及びろう学校におく部及び学科」を「特別支援学校に置く部、学科及び学級区分」に改め、同条第 2 項を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）

学 校 名	学 校 に 置 く 部						専 攻 科				
	幼稚園 定 員	小学部及び 中学部		高 等 部			学 科	定員			
				学 科	学級区分	定 員					
			第 1 学年			第 2 学年	第 3 学年				
島根県立盲学校			小学部	中学部	普通科	単一障害学級	50			理療科	30
						重複障害学級					
			保健理療科	単一障害学級							
				重複障害学級							
島根県立松江ろう 学校	15		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	35			産業工芸科	20
						重複障害学級					
			産業技術科	単一障害学級							
				重複障害学級							

島根県立浜田ろう学校	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	30				
					重複障害学級					
				被服科	単一障害学級					
					重複障害学級					
島根県立松江養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	40	24		
					重複障害学級	15	9	12		
島根県立出雲養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	24	16		
					重複障害学級	21	12	12		
					訪問学級	3				
島根県立石見養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	16		
					重複障害学級	3	3	3		
					訪問学級	3				
島根県立浜田養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16		
					重複障害学級	6	6	3		
島根県立益田養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	16		
					重複障害学級	3	3	3		
					訪問学級	3				
島根県立隠岐養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
					重複障害学級	3	3	3		
島根県立松江清心養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
					重複障害学級	9	6	9		
					訪問学級	3				
島根県立江津清和養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8		
					重複障害学級	3	6	3		
島根県立松江緑が丘養護学校		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8		
					重複障害学級	6	6	3		
					訪問学級	3				

別表第4を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

正 誤

平成19年2月6日付け島根県報第1,851号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県選挙管理委員会告示第9号の表中	変更前	変更後
	”	変更後	変更前